

環境の世紀と呼ばれる21世紀の初頭2001年（平成13年）を「環境元年」と位置づけ、環境保全に取り組む基本となる考え方を「環境基本条例」として制定しました。

16年3月には、市民・事業者の皆さんとの協働作業により「環境基本計画」を策定し、計画策定から10年になる25年度に、新たなハ王子市環境基本計画（第2次環境基本計画）を策定しました。第2次環境基本計画の対象期間は、26年度を初年度とした10年間です。

## 1. 環境基本条例の特徴

環境基本条例とは、良好な環境を確保し、次世代に引き継いでいくための基本となる考え方や市民・事業者と市の役割、それぞれの取組の基本的な事項を定めるための条例です。

### （1）市の役割

- ア. 市の全ての事業を環境の保全等の視点から捉え直す
- イ. 市民・事業者と協働して総合的な計画を考え、実施する
- ウ. 市民・事業者自らが取り組む身近な環境の保全等の活動に対し、支援する

### （2）市民・事業者の皆さんにしていただきたいこと

- ア. 日常生活や事業活動そのものが環境に影響を与えていていることを理解する
- イ. 良好な環境とは何かを考える
- ウ. 身近な環境について調べてみる
- エ. 良好な環境の確保に向けてできることから行動してみる

現代の環境問題を解決するためには、市民・事業者と市が一緒に環境を保全し、回復し創造するために取り組まなければならず、そのためのしくみを明らかにすることが重要です。

### （3）環境推進会議

市の取組と市民・事業者の皆さんの活動とを結びつけるために設置されています。  
環境市民会議や環境保全活動団体などから寄せられた提言や要望、環境市民会議では解決が難しい問題について話し合い、市の取組や環境市民会議の活動などに反映していきます。

### （4）環境保全推進地区

市民・事業者の皆さんのが、生活し、または事業活動を行う身近な地域の環境のために、自ら活動しやすいように、市の区域を6つに区分し、環境保全推進地区を設定しました。



## 2. 第2次環境基本計画の特徴

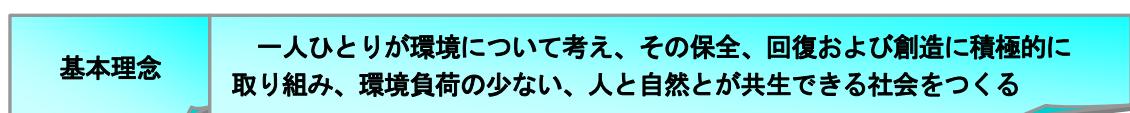
環境基本計画とは、総合的かつ計画的に市の環境施策と市民・事業者の自発的な環境保全活動を推進することにより、本市の望ましい環境像の実現をめざすための計画です。

市民・事業者と市の協働により、16年3月に第1次環境基本計画を策定し、26年3月に第2次環境基本計画を策定しました。

前計画の成果や課題を整理したところ、「みどり」、「循環」及び「八王子の自然を愛する心」の3つのキーワードが浮かび上がってきました。このキーワードを基に基本施策を策定したことが大きな特徴です。

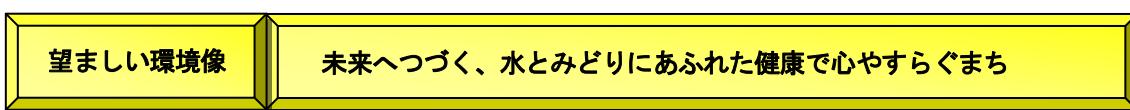
なお、基本理念及び望ましい環境像は前計画を継承しています。

### (1) 基本理念



### (2) 望ましい環境像

市がめざす理想の環境をイメージ



### (3) 計画の期間・目標年度

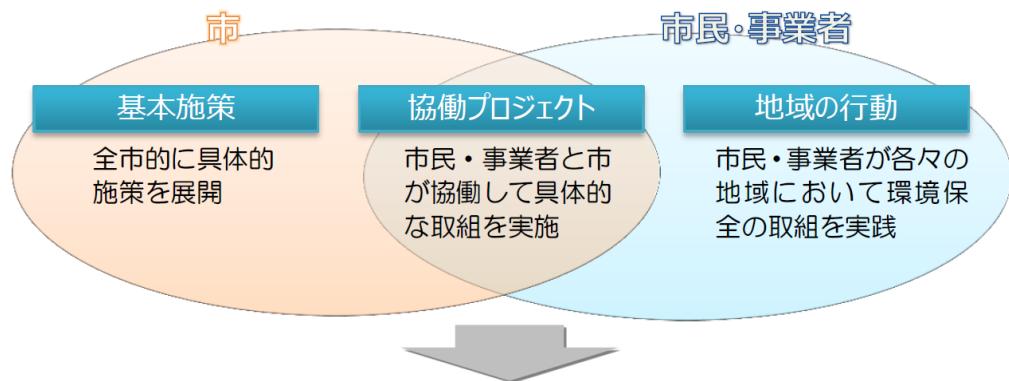
望ましい環境像の実現に向けたこの計画の対象期間は、26年度を初年度とした10年間で、計画目標年度は35年度です。



#### (4) 計画の構成

市が中心となって推進する「基本施策」と市民・事業者が市と協働して取り組む「協働プロジェクト」、そして、市民・事業者が中心となって地域での環境保全に取り組む「地域の行動」で構成されています。

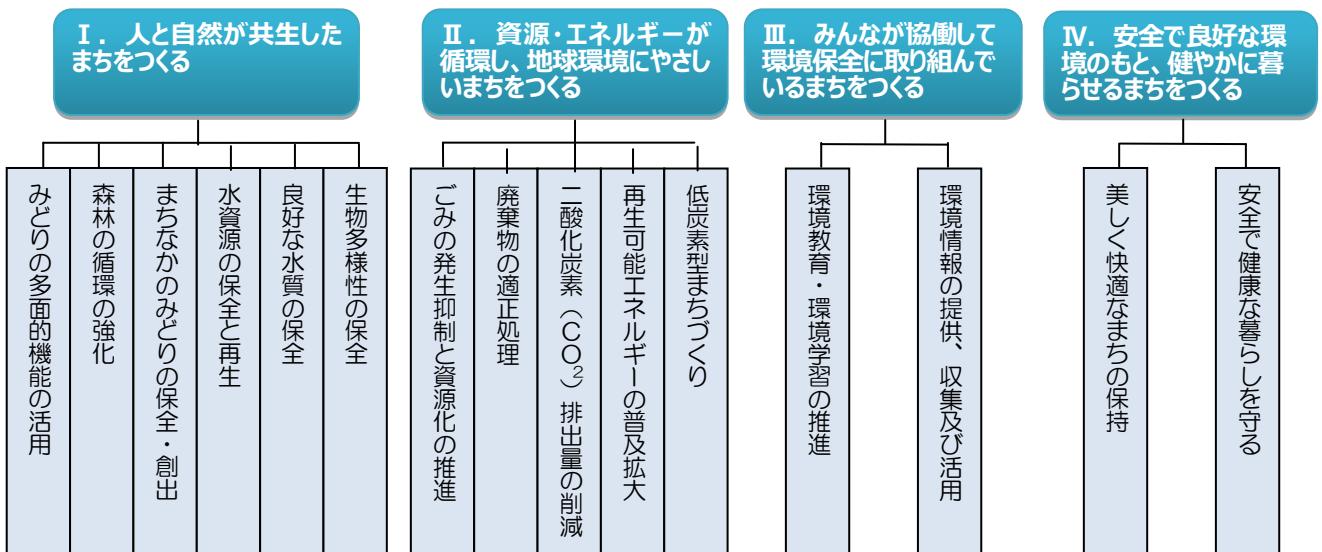
地域の特性を活かした身近な環境保全活動を実践する市民・事業者と全市的な視点から施策を開展する市が、お互いに協働しながら環境保全に取り組んでいきます。



望ましい環境像「未来へつづく、水とみどりにあふれた 健康で心やすらぐまち」の実現へ

#### ア. 目標達成のための基本施策

4つの基本目標を基調に、各種の環境施策を体系的に展開していきます。



## イ. 協働プロジェクト

市民・事業者が、市と協働して取り組む協働プロジェクトは、「望ましい環境像」を実現するため、環境問題の解決に対して大きな効果が得られ、取り組みやすい活動です。

	プロジェクト名	成 果		プロジェクト名	成 果
I	<b>里山復活</b>	里山を適正に管理することで、自然の機能を回復させる	IV	<b>環境教育サポート</b>	小・中学生が環境問題を考えることで、環境への意識の向上を図る
II	<b>生ごみ資源化促進</b>	地域の特性に応じた生ごみの資源化を進めることで、循環の輪を広げる	V	<b>地域の環境美化</b>	まちの美化活動に参加することで、より住みよいまちをつくる
III	<b>省エネ応援</b>	環境にやさしい行動をとることで、CO <sub>2</sub> 排出量を削減する			

## ウ. 地域の行動

市民・事業者の取組として、「環境市民会議」が活動や計画策定の推進役となり、市内6地区ごとに、地区のあるべき姿の実現に向けて活動します。

「環境市民会議」は、6つの環境保全推進地区ごとに、その地区の環境が良くなるよう、地域にある様々な団体と連携して、自発的な環境保全活動を展開しています。

具体的な活動としては、身近な自然環境をその地区的皆さんに見て、知って、直接感じてもらうため、自然体験講座を開催するほか、小学生を対象にした環境教育支援を行っています。また、大気測定や水質検査、あるいはごみの分別講座や省エネ教室などといった専門的な活動から市民に密接した活動を行うなど、その活動の範囲は広域化し、本市における環境保全活動の先駆けとなっています。



浅川での水質調査



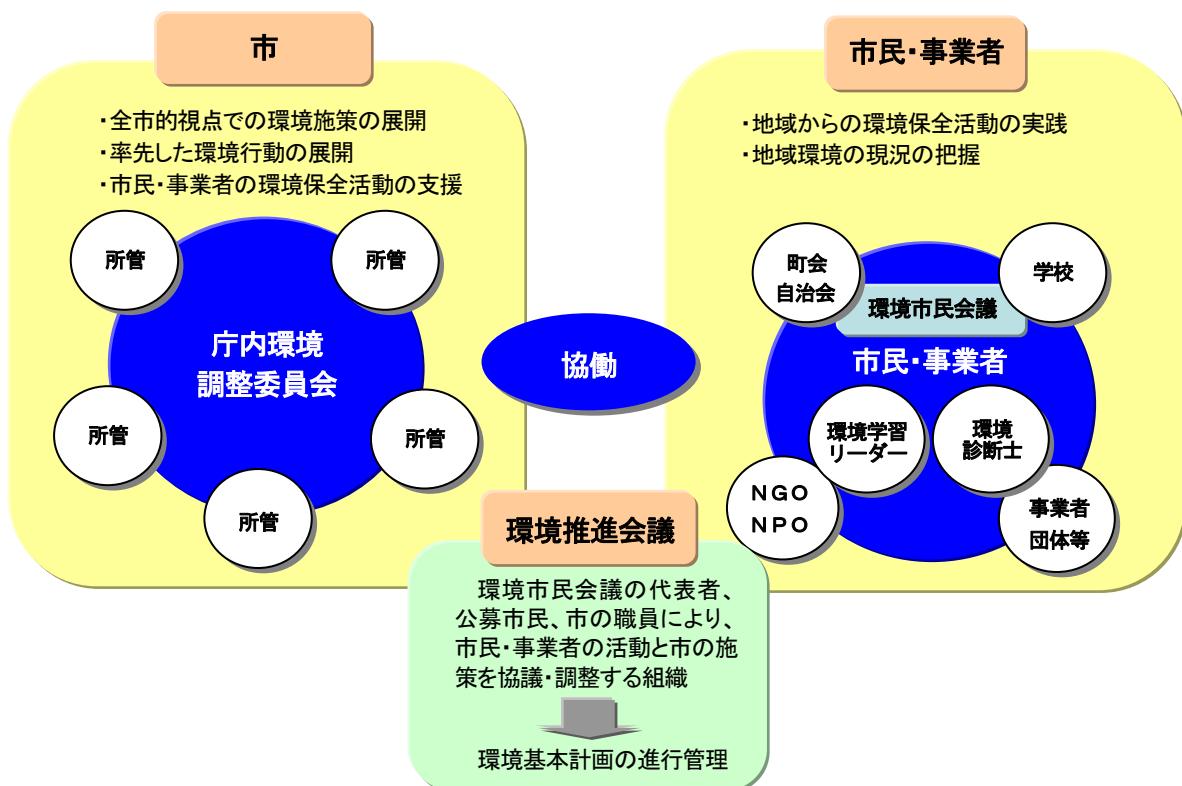
## (5) 計画の役割

- ・環境の保全・回復・創造に関する目標を明らかにする
- ・環境の保全・回復・創造に関する市民・事業者、市の取組の方向性を明らかにする
- ・計画の推進体制と進行管理について明らかにする

## (6) 計画の推進体制

市から市民・事業者へ：人材の育成や情報の提供、活動拠点の設置などで支援

市民・事業者から市へ：人材や情報の提供、技術協力や環境行政への参画などで協力



### 3. 環境元年からの環境行政の歩み

2001年（平成13年）を本市の「環境元年」と位置づけ、市民・事業者と市が協働で行ってきた主な取組を年表にしてまとめました。

年 月	取組	関連頁
13年 12月	環境基本条例を公布・施行	P2
14年 4月	環境審議会を発足	—
7月	環境市民会議を設立	P5・76
15年 3月	身近な環境「ちえっくどう」を発行	P54
	環境学習リーダー及び環境診断士の第1期生を認定	P54・55
16年 3月	環境基本計画を策定	P3
10月	ごみの有料化、戸別・資源物回収の拡充	P32
17年 1月	環境学習室「エコひろば」を開設	P53
3月	環境にやさしい 八王子市役所エコアクションプランを策定	—
7月	市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例を施行	P17
18年 12月	環境自治体スタンダード「L A S-E」を導入	P45・95
19年 1月	路上喫煙の防止に関する条例を施行	P60
3月	ごみ処理基本計画を策定	—
10月	粗大ごみ受付センターを開設 (21年4月にごみ総合相談センターに名称変更)	—
22年 3月	環境基本計画及びみどりの基本計画の改訂並びに地球温暖化対策地域推進計画及び水循環計画を新規策定	—
10月	プラスチック製容器包装の資源化拡大、資源物の戸別回収を実施	P33
23年 3月	温暖化防止センターを設立	—
12月	環境にやさしい 八王子市役所エコアクションプラン(第2次)を策定	—
25年 3月	八王子ビジョン2022(八王子市基本構想・基本計画)を策定 ごみ処理基本計画「循環型都市八王子プラン」を策定	—
26年 3月	第2次環境基本計画を策定 再生可能エネルギー導入方針を策定	P3 P48
27年 3月	水循環計画及び地球温暖化対策地域推進計画を改定	—
27年 4月	都内初の中核市移行	P8
28年 3月	環境にやさしい 八王子市役所エコアクションプラン(第3次)を策定	P94
4月	八王子市地球温暖化防止活動推進センター(クールセンター八王子)を開設	P8・42